

令和6年第1回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第7日目）

本日の会議 令和6年3月18日  
招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員長	金子 恵	副委員長	堤 理 志
委員	藤田 明美	委員	岡田 義 晴
委員	八木 亮三	委員	西田 健
委員	西岡 克之		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	荒木 秀一	係 長	江口 美和子
--------	-------	-----	--------

説明のため出席した者

住民福祉部長	宮崎 伸之		
(住民環境課)			
課 長	細田 愛二	課長補佐	木須 美樹
係 長	松本 雄輔		
健康保険部長	森川 寛子		
(介護保険課)			
課 長	村田 佳美	参 事	中村 宰子
係 長	浦川 真	係 長	堤 圭一郎
主 査	有浦 久美子		

本日の委員会に付した案件

所管事務調査

ゼロカーボンシティについて

これからの認知症への対応について

開会 9時28分

閉会 11時26分

## ○委員長（金子恵委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任会を開会いたします。

本日は所管事務調査を行います。まずゼロカーボンシティについての件を議題とします。調査事項についての説明を求めます。

細田課長。

## ○住民環境課長（細田愛二君）

皆さんおはようございます。よろしくお願いたします。それでは所管事務調査のゼロカーボンシティについて、お配りをいたしました資料に沿ってご説明をさせていただきます。まず、地球温暖化の背景とその地球温暖化対策に係る国際的な動きそれと国内の動きについて、少し説明をさせていただきます。A4の2枚つづりの方の資料をご覧くださいと思います。まず背景といたしましては、地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識をされておりまして、最も重要な環境問題の1つとされております。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇などが観測をされており、今後も地球温暖化とそれに伴う気候変動の進行により、猛暑や災害等のリスクがさらに高まることが予測をされているところでございます。それで国際的な動きといたしましては、2015年にCOP21年で採択されましたパリ協定におきまして、産業革命以前に比べ世界的な平均気温の上昇を2度より低く保つとともに、1.5度に抑える努力を追求することが世界共通の目標とされ、2018年のIPCC1.5度特別報告書において、1.5度に抑えるためには2050年度までに温室効果ガスを実質ゼロにする必要があるということが示されております。このような世界的な動きを受け、日本政府におきましては2020年に2050年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする。すなわち2050年カーボンニュートラル脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、2021年には、地球温暖化対策計画の改定が行われ、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することを目指し、さらに50%減の高みに向けて挑戦を続けていくという目標が掲げられております。

以上のことを踏まえまして、本町の動きの方に4番の本町の動きということで移らせていただきます。地球温暖化対策に向けた本町の動きといたしましては、まず1つ目が地球温暖化対策実行計画事務事業編の策定でございます。こちらは地球温暖化対策推進法で策定が定められているもので、町が行う事務や事業において、温室効果ガス排出量の削減計画を策定するものでございます。次に、本日先ほど配布をさせていただきましたが、地球温暖化対策実行計画区域施策編の策定でございます。これは区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガス排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定める計画で、今年度、長崎市、時津町と共に1市2町の広域連携中枢都市圏域で策定をいたしております。内容といたしましては、国においては2030年度の温室効果ガス削減

目標を2013年度比46%削減といたしておりますが、本計画では、2030年度の温室効果ガス削減目標を2007年度比43%削減と国よりも厳しい目標を掲げているところでございます。続きまして、本町のこれまでの取り組み実績でございますが、住民環境課所管分についてのみ掲載をさせていただいております。まず平成17年度から資源化物の拠点回収を開始、平成24年度から次のページに移りまして、平成27年度までLED電球等購入費補助金を実施をいたしております。総額で2,183件、1,193万500円の助成を行っております。令和3年3月には、ゼロカーボンシティ宣言を圏域で同時宣言いたしました。続きまして、今年度におきましては、省エネ家電購入費補助金を実施をいたしております。総額で289件、1,080万1,000円の助成を行っております。その他、他の課の分といたしまして、公共施設のLED化、公用EV車の導入、庁舎内のペーパーレス化等に取り組んでいるところでございます。続きまして、本町における温室効果ガス排出量の推移でございます。こちらは本日お配りいたしました実行計画の38ページにも掲載をしておりますが、長与町分といたしまして本計画の設定目標で申し上げますと、直近の2020年、令和2年度になりますが、2007年度比11.2%の削減という状況でございます。参考までに国の設定目標であります2013年度比でございますと、23.4%の削減という状況でございます。続きまして、今後の取り組みでございますが、今議会の当初予算に計上いたしております令和6年度実施予定の事業といたしまして、住民環境課におきまして脱炭素化重点対策加速化事業補助金、省エネ住宅の建築、太陽光発電設備の設置、蓄電池設備の設置に対する助成を予定をいたしております。また、他の課におきましても公用EV車の導入、小学校校舎のLED化を予定をしているところでございます。以降におきましても実行計画に沿って各種施策に取り組み、目標達成に努めてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。  
堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

ご説明ありがとうございます。今後の取り組みというところで、令和6年度に脱炭素化重点対策加速化事業補助金を実施するということではありますが、これがどういう内容なのか分かればお聞かせいただければと思います。

**○委員長（金子恵委員）**

細田課長。

**○住民環境課長（細田愛二君）**

重点対策加速化事業補助金ですけれども、令和6年度の当初予算で計上をさせていただいております。省エネ住宅の建築、省エネ住宅というのが、いわゆるZEH住宅とZEH+住宅になりますけれども、そちらへの補助、それと太陽光発電設備を設置に対する補助、

それと蓄電池設備に対する補助でございます。一応内訳といたしましては、予定ではZEH住宅につきましては、1棟当たり55万円、定額になります。ZEH+住宅につきましては1棟当たり100万円の補助、そして、太陽光発電設備につきましては個人住宅に関しましては1キロワット当たり7万円、事業所等につきましては1キロワット当たり5万円、蓄電池設備につきましては、設置費用の3分の1を予定をいたしております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今回、所管事務調査させていただくにあたって、町のホームページとかでもう公開されている町の地球温暖化対策実行計画ですとか実績、拝見させていただいたんですけども、ちょっと1点まず伺いたいの、この第3次長与町地球温暖化対策実行計画の2022年度実績というのをちょっと見たんですけども、ここに温室効果ガスの排出状況というのが載っていたんですけど、これの基準年度というのが1998年になっていて、そこから比較して目標が8%削減だったのに対して47.2%削減、2022年度とあるんですけど、そもそもこの基準年度が1998年というのは、どういう根拠と申しますか、何か結構国の施策とか見ると2013年度が基準年度だったり何かまちまちで、この1998年度というのが、どこからまず出てきたのかを説明していただけますか。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

委員ご指摘のとおり第3次の地球温暖化対策実行計画の事務事業編におきましては、基準年度を1998年としているところでございますが、この根拠につきましては今のところちょっと把握をしておりませんので、後ほどご回答させていただきたいと思っております。すいません、よろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。そしたら同じと申しますか、第4次長与町地球温暖化対策実行計画事務事業編という去年の10月に策定されているものの中にちょっと書いてあったことから伺いたいんですけど、これの7ページにグリーン購入環境配慮契約の推進というのがあります、ちょっとこれを説明していただいてもいいですか。まずグリーン購入の調達者の手引きに沿った物品等の調達を進めますとあるんですけど、内容を説明いただいて

もいいですか。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

第4次の実行計画の中ですけれども、すいません、作成をしているんですが、ちょっとこの内容について詳細が私がなかなかまだ勉強不足な部分もあるんですけれども、グリーン購入法というのがあって、その中で何ていいますか、手引きがあるんですけれども、その内容に沿ってそこに掲げられてますというか、手引きの中にある物品の調達を推進するといえますか、ちょっと説明がすいません、大変定かなくて申し訳ないんですけれども、その手引きに沿った物品の調達をすることでの環境に配慮した取り組みを進めていくという内容でしているわけではあるんですけれども、ここにつきましては詳細については庁舎内での事業になってきますので、この事務事業編についてはですね。そこについては全課にも周知を、そういった内容についても周知をさせていただいて、そういう取り組みをしていくというようなことで、進めさせていただきたいということでは考えております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。同じところに同じ項目のところに、長与町電力の調達にかかる環境配慮方針（仮称）の策定に向けて検討を進め、温室効果ガスの排出量が少ない電力の調達を目指すというんですけど、まずこれをもう検討を進めているのかということと、温室効果ガスの排出量が少ない電力の調達を目指すということは、現在のいわゆる電力会社との契約を見直して新電力というんですか、いわゆる別の電力会社との契約も今後視野に入れてあるということなんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

まず長与町電力の調達に係る環境配慮方針ですけれども、これについてはまだ策定はしておりませんし、検討はこれからということになります。そして、温室効果ガスの排出量が少ない電力の調達につきましては、例えばその公共施設の再エネ導入化であったりとか、もしくは長崎市がされているサステナエナジーですね、あそこからの公共施設への電力供給であったりとか、そういった方なところを今後検討していって進めていければということ考えてます

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

第4次計画自体がまだ去年の10月なので、すみません。これから検討することも多いと思うんですけど、その何ていうんですか、根本的なところで伺いたいの、やっぱりCO2削減というのは、もういろんな課にかかってくる。全庁的に横断的というか取り組む必要があると思うんですけど、当然町としてもそのように認識されてこの長与町地球温暖化対策実行計画推進委員会というのをつくられているとのことなんですけど、これは実際にそういう全庁的な横断的な取り組みを進めるためにやっぱり協議というのが結構しっかり要ると思うんですけど、この委員会というのは、どのぐらいの頻度で実施されていて、ざっくりどういう協議を行っているかというか、ちょっとその委員会の説明をしていただいてもいいですか。住民環境課を事務局として各課の推進委員で構成すると書いてあるんですが。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

まず、長与町地球温暖化対策実行計画推進本部というのがありまして、推進本部ですね、それが町長を本部長としての本部になるんですけども。それと今度その下に推進本部の幹事会というのがあって、それは各課長等で構成をされている幹事会になるんですが、令和5年度でいきますと幹事会は2回、それと推進本部については1回開催をさせていただきます。今年度については主にはもうこの地球温暖化対策実行計画の区域施策編の策定のそれぞれのいろんな課にも渡っていきますので、目標設定がですね。そういった内容についての協議をさせていただいているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。そしたら、今日お配りいただいたこの冊子、長崎市、長与町、時津町でもう合同でといいましょうか、連携して作られた広域連携中枢都市圏としての実行計画だと思っんですけども、ここにロードマップというのが第6章ですね。76ページ以下あって、ロードマップというのが2030年に向けてあって、いろんな取り組みが長崎市、長与町、時津町それぞれ「うちはやる」「うちはやらない」みたいなのが図で表で示されてますけれども、この中の上水場の導水を利用した小水力発電というのが、83ページの真ん中ほどに浄水場の導水を活用した小水力発電の導入検討というのがあって、ロードマップ中では長崎市と長与町は、2030年のちょっと手前から事業実施と書いてあるんですけど、これは例の共同で造る新共同浄水場が小水力発電を導入する予定ということなんですか。ちょっと水道局のことだと思うんですけど、担当が住民環境課だと思うので、分かれば伺います。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

浄水場の導水を活用した小水力発電の導入検討につきましては、委員ご指摘のとおりでございます。道の尾地区に予定をしている長崎市と共同での浄水場の建設の検討と事業実施という内容でございます

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

取りあえず最後に、この同じくロードマップの中で85ページ、ごみに関してのことで下から3段目ぐらいのところにプラスチックごみ一括改修検討というのがあって長与町も実施となっているんですけど、これはどういうものか伺っていいですか。現在の収集の方法とはまた別なのか、もう既にやってるプラごみの収集のことなのか、ちょっとお願いします。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

今プラスチックごみというのは容器包装プラスチックともうその他のプラスチックについては、今燃えるごみで回収をしているところなんですけども、それをもうプラスチック製品は全て一括にプラスチックごみとしてリサイクル、再商品化をしていくというふうなことを今ちょっと考えているというか、検討を今後していく予定にしております、そこちょっと長崎市と今話を少しさせていただいたところではあるんですけども、ただこれがいつ頃、どういった形でというまではちょっとまだ全然そこまでの検討ではないんですけども、今後の予定としてそういったことも検討をしていくというような内容でございます。

○委員長（金子恵委員）

他の方ありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

このゼロカーボンシティ宣言というのは、かなり今多くの自治体が行ってて、それぞれにその地域の特性とかに合わせた取り組みとかをされているみたいなんですけど、例えば長与町がこの自治体の取り組みが特に参考になっているとか、部分的なものでもいいんですけども、そういう自治体というのはあるんでしょうか。なければないで結構です。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

特段どこの自治体を参考にさせてもらっているというのは特にはないんですけども、一

つ言わせていただければ、先ほどちょっと説明しました令和6年度に一応予定をしているそのZEHとZEH+の省エネ住宅の購入補助については恐らくだと思っんですけど、多分県内でうちだけではないかなと思っはいるんですけど、そういったことのできるだけ、そのできるだけというか、計画もちょうど立てたということで一つのきっかけにもなってますので、そういったことも踏まえて長与町としてはできる限りのもちろん目標達成に向けてですけども、そういったことでいろんな補助金の活用であったりとか、それに伴わずいろんな周知活動であったりとか、そういったのには努めていきたいということでは考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

このゼロカーボンシティ自治体の取り組みを私なりにちょっと勉強してきましたけども、大体どの自治体も5つに絞ってまず教育啓発をしようとか、公共交通の利用促進、自転車、省エネ設備の導入、それから緑化ということで大体絞られてきて、本町の公共交通の利用促進でこの冊子80ページにちょうど公共交通機関の利用促進で長与町と時津町は検討と入っておりますけども、検討をするいわゆる今後の見通しというか、何かございましたら教えてください。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

住民環境課だけのちょっとここは話ができないといったらあれですけど、先ほどのちょっと他の委員からのご指摘もあつたんですけど、この計画自体はかなりいろんな課にわたっておりまして、町全体で取り組んでいくべきものだということで認識をしておりますので、そういったこともあるんですけど、公共交通サービスの向上につきましても、ここも所管課と協議をさせていただきながら今後長与町の公共交通をどうしていくのか、それが地球温暖化対策に進めていくに当たってということですね。そういったことでの検討を進めていきたいということなので、細かな内容につきましては、また今後その所管の課とも協議をさせていただきながら進めていきたいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

参考までに役場は昼休みに電気を消して何かこう食事をされている部署があつて、ちゃんと考えているのかなということで、これは何かあれですか、昼休みに接客以外、住民の方が来ない部署に関しては、何かそういうふうないわゆるそのCO2削減に向けて、節電で電気を消すというふうなことを奨励されているんですか。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

役場の方で職員向けのポータルサイトというのがあるんですけど、そちらの中で昼休みの節電とあとパソコンの電源落とし、あとクールビズ、ウォームビズ、今年の冬もウォームビズを推奨しまして、暖かい日は暖房を落としたりとか細かなことなんですけれども、そういったことを取り組んでおります。あとペーパーレス化で森林破壊とか、そういったところにも少しでも貢献できればと思って取り組んでいるところでございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

藤田委員。

○委員（藤田明美議員）

85ページのリサイクル活動の推進、一番下になるんですけども、子どもたちの自然環境を守るという意識を育てるためにも、その小中学校リサイクル活動があるかと思えます。授業の中でも小学校だったら生活の授業なので、そういったことを教わったりとかするかと思うんですけど、活動としてはどういった活動を小中学校でできているのかっていうことを聞きたいのが一つと、もう一つその下のリサイクルコミュニティ推進とありますが、リサイクルコミュニティというのは、どういったコミュニティなのかを教えてください。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

まず、小中学校のリサイクル活動ですけども、これ実際もう今年度も1つの中学校に出向きまして、ごみの分別、収集であったりとか、リサイクル化に向けたということでの説明会をさせていただいております。今後もちろん引き続き続けていこうかなということでは考えております。出向いて例えばしなかったにしても、例えばチラシを作成をして、それを配布を行わせてもらったりとかそういったことでも考えております。リサイクルコミュニティの推進なんですけれども、これについてはもう地域でのリサイクル活動をコミュニティなので、そういったことでちょっと詳しいところはまだですけども、そういったことを地域で行うそのリサイクルの取り組みですね。例えば子ども会であったりとか、自治会であったりとか、そういったところにも今も報償金という制度を出してはいるんですけども、そういったものをもっと活発化であったりとか、そういったものの推進、そういったものをしていければということ考えております。

○委員長（金子恵委員）

藤田委員。

○委員（藤田明美議員）

それでは先ほど1つの中学校に出向いてということだったんですけども、ごみの分別に関しては小学校、多分もう低学年1年生からでも分かることではないかなと思うので、実際授業でそういったことを教えたりしてるのか、また、その中学校だけではなく小学校でも今後そういったことを考えられているかどうかを教えてください。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

まず小学生につきましては、直接ちょっと町の方の取り組みとしては、町の方で環境サポーターというサポーターさんたちがいらっしやいまして、その方々が小学校に出向いて、そういったごみのリサイクルとか分別に関する話をさせていただくという機会を設けさせていただいております。それとまた別にこれまた町ではなくて環境施設組合になるんですけども、クリーンパークの方には毎年小学校4年生ぐらいだったと思うんですけど、もう町内ほぼ全部の小学校がクリーンパークの方に訪れていただいて、その際にごみの分別とかリサイクル、そういったことについての話をさせていただいているところでございます。中学校につきましては、中学校の方からちょっと依頼を受けまして、うちの方から出向いて今年度行ったという経緯になりますので、そういったところについてはもう少し学校の方とも話をさせていただきながら、できるだけそういった機会を増やしていけるようにできればというふうに思います。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

これは厚い資料を頂いている分の85ページのリサイクル再生利用の推進のところ、プラスチックごみ一括改修検討ということで書かれてあるんですが、イメージが私のイメージではその他のプラと容器包装プラをもう一括で回収をするということも検討をして、まだ検討段階ではあると思うんですが、そういう検討されているということですけども。一括回収、我々町民にとっては楽なんですけども、これは結局これまでは容器包装というのは、もうあくまでも製造者にも一定負担、処理に負担をしていただく。それから消費者は消費者でも自分たちのそれぞれの責任を分かち合うという発想だったと私は理解しているんですが、一括回収となった場合にその辺りというのは、どう考えたらいいのかなあというのを、まだ検討段階で分からないなら分からないでも結構なんです。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

詳しい時期はちょっと定かではないんですけど、たしか令和4年度か5年度かになる

と思うんですけど、そのシンプラ法の改正があつて、これまでは容器包装プラスチックについては、容リ協という所があるんですけど、そこが取りまとめて一括してプラを受け入れて処理をするという形の流れになってたんですけど、それが今度、廃プラ、いわゆる通常のプラスチック、容器包装のプラスチック以外のプラスチックについても同じようにプラスチックと例えば一緒に混ぜてとといいますか、一括して収集してもリサイクルができるよというふうになってきてまして、もうそれもリサイクルに回していきますよというふうに変わったという経緯があります。それを受けて容リ協の方でも廃プラも一緒に受けて、一緒にリサイクルを回してすることが出来ますよっていうふうに変わっていています。なので、まだ全国的にもかなり少ないみたいなんですけれども、プラスチックを一括収集してリサイクルに回していくという動きは今後増えていくものということで考えておりますので、長与町においても同様の検討をしていく必要があるというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今日頂いた2枚の紙のこの説明の資料の1枚目の一番下の方に（3）で、地球温暖化対策関連の取り組み実績の最初に平成17年に資源化物拠点収集開始とあるんですけど、この資源化物の拠点収集をすることが地球温暖化対策になるというのは、どう考えたらいいんでしょうか。つまり現在この資源化物のうち、紙は普通にステーション回収になっていると思うんですけど、拠点回収の方がこの紙のイメージだと拠点回収が地球温暖化対策に取り組みになるのかなということかと思ったんですが、ステーション回収に紙とかがなくても別段、何ですかね。温暖化対策が後退するということではないということですかというのと、もう1点は、今例えば議員の中でも一般質問等でそれぞれ資源化物回収に戻した方がいいんじゃないかとか、逆に全部ステーション回収にした方がいいんじゃないかと、議員によってそれぞれいろいろあると思うんですけど、地球温暖化対策という観点からは、どっちがいいとかあるんでしょうか。ちょっとこの資源化物拠点収集が温暖化対策になるというところから説明していただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

まず資源化物の拠点回収を始めた経緯になるんですけど、町の保健環境連合会の方で話が出て、分別をしてそれを分別の意識付けを町民の方にしていく活動の一つとして拠点回収、それぞれの自治会で拠点回収をして、それぞれ町民の方々に分別をしてこれがリサイクルをしていくんだよという意識付けの醸成をしていこうというふうな形で始まったということで聞いておりますので、これはもう地球温暖化対策に向けての一つ

の周知啓発であったり、町民の一つの実践的な活動の一つというふうに捉えて今回上げさせていただいております。ステーション回収とどうして拠点回収かということですが、これは最初言いましたけど、保健環境連合会の方で話が出てきて、やろうじゃないかということでやったということで聞いているんですけど、そういったことで皆さんで持ち寄って、もちろん受ける側も自治会の方々が出ていただいて、これは例えば瓶とか透明瓶だったりアルミであったりスチールとかいろいろ分別をして、それぞれそこで皆さんで取り組んでいただくということに、一つ意義があるのかなということ考えております。単純にステーション回収でいきますと、よその自治体でちょっと聞きますと、ステーション回収している所があるんですけども、やはり分別をされてないものもあるし、例えば瓶は瓶で缶は缶でと出してるんですけど、結局洗ってないとかですね。例えば割れて出るとか、割れた物は今度リサイクルに回せないのでもと、やっぱりそういったところのちょっと徹底の部分とか、リサイクルに関する意識といいますか、そこら辺の違いが少しあるのかなあということも考えておりますので、そこがステーション回収と拠点回収で皆さんで集まってしていただくということについては、ちょっとそこらあたり違うのかなというふうにとちょっと考えております。

**○委員長（金子恵委員）**

八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

ということは、まずスタートが意識付けのためから始まって結構もう20年近くたつので、そういう意識もある程度は根づいてきて、ただし、今でもまだもステーション回収にすると、まだ分別、洗ったりしてないとかそういうことが現状ではあり得るから拠点回収を続けているという感じですか。つまり一定もう町民の中で細かく分別したり洗ったり、そういう意識付けさえ徹底されてくれば缶とか瓶とかもステーション回収できるということですか。要するにどっちの収集方法で収集しても環境とかリサイクルとかの面ではそこで変わるもんじゃなくて、あくまで町民のそういう意識とかの意識付けとか、そういうところの問題で拠点回収も続いているというか、両方があるということですか。そのリサイクルは別にどっちで集めようと、結果は同じということですか。

**○委員長（金子恵委員）**

宮崎部長。

**○住民福祉部長（宮崎伸之君）**

すみません、私の方も少し補足でお願いしたいと思います。今委員がおっしゃられたようにどちらの回収方法もできることには変わりはありませんが、今意識付けの問題を課長の方から話がありましたが、その意識付けがされていることによって資源物回収をしていただくことによって先ほども言いましたが割れた瓶とかそういうものが少なくなると、資源の無駄がなくなって資源を循環するリサイクルがきちっとできる体制が今の長与町ができているということになるものですから、これについては先ほど委員がお

っしゃったとおり、保還連の方の地域の皆さまのお声を聞きながら対応をしていくことになりませんが、現在の長与町のごみのリサイクルについては、他町のリサイクル品よりもそういうことで、それぞれの資源ごみの回収をしていただいていることによって、素晴らしいリサイクルができていているということも町としては考えておりますので、そこを踏まえながら検討していきたいというふうに思っております。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

**○委員（堤理志委員）**

質疑はありませんか。

金子委員。

**○委員長（金子恵委員）**

基本的なことをちょっとお伺いするかもしれないんですけども、まず2050年までに実質ゼロを目標に2030年度に中間の目標を掲げていくということで、本町においては2007年度比、43%の削減をされるということで、今日の資料で頂いてます。一番下の下段の4の(2)にありましたけれども、これを考えると次のページの(4)の推移ということで、2007年度が165となると、その40%減というところの合計の数字というのが94ぐらいになってくるのかなと思います。この50というのは、平成19年度からしても20もなかなか削減できないという今の時点でのこの目標、目標は大きくというのは分かるんですけど、この50近くを削減するにあたり今度その今後の予定ということで、下段の取り組みということになるかと思いますが、見込みとしては、せめて30年度までにもう少しこの数値を減らせるという期待を込めての補助だったり導入だったりということかと思いますが、あと6年しかないんですけども、その間の6年度の見込みをどういうふうにお考えか、それともこれからもうちょっといろんなことに取り組んで、その50という数字を少しでも減らすような取り組みを新たに考えていくのかという点をお聞きできればと思います。

**○委員（堤理志委員）**

細田課長。

**○住民環境課長（細田愛二君）**

お配りしましたA4の2枚の資料の2枚目の(4)のところですけども、2007年度比の43%減ということで目標を掲げさせていただいているんですが、ご覧のとおり2007年度から2012年とか13年度までに向けてはずっと上がってきている状況かと思えます。ずっと下がってきてていうではなくてですね。そのあとから今度は徐々に下がってきているという状況ではあるんですが、いわゆるその以前と近年とでは、地球温暖化対策に対する対策もそうですけど、意識であったりとかそういったものもだいぶ変わってきているのではないかなということで思っています。なので、下がって

くる角度がもっと急になってくるのかな今後はと思います。対策もいろいろ施されてきてますので、今後またそういった対策も増えてくるのかなと思いますし、そういった意識を持たれている方々も増えてくるのではないかと、それにつれて削減量も増えてくるのではないかなと思ってます。ただ、それについてそれを意識付けであったりそういったものをしていくには、もちろん我々の周知、啓発の活動であったり、いろんな支援であったりとか、そういったものを今後もずっと研究、検討をしながら実際実施に持っていかないと実現ができないのかなと思ってますので、そこについてはもちろん計画を立ててますので、立てた以上は目標達成に向けて動いていくということですので、そこは1市2町で連携をした取り組みを行っていきなり、町独自の行動を行っていきなりといったことで、目標達成に向けたところで取り組みも常にいろいろ研究をしながら進めていかなければならないのではないかなということ考えております。

**○委員（堤理志委員）**

金子委員。

**○委員長（金子恵委員）**

長与町は以前ESCO事業をずっとしていたので、なかなかいろんな省エネ対策への取り組みができなかった。したくてもできなかったという部分があって、そのESCO事業は数年前に終わったので、庁舎内のLED化とかに取り組んだりとか現在されてるんですけども、太陽光発電、その庁舎自体への公共施設というか、公共施設、もうこの庁舎も含めて太陽光発電設備の導入というのは、ちょっとやっぱり初期投資がかなり掛かる場合も考えると、なかなか「はい、やりたいです。やります。」とは、言えない状況だとは思いますが、そういうところへの考え方というのは、どういうふうなことをお持ちでしょうか。

**○委員（堤理志委員）**

永野課長。

**○契約管財課長（永野英明君）**

委員おっしゃるようなやっぱり役場庁舎というのは、町の中で手本になるような施設かなというのは思っておりますので、太陽光をするとしたら役場の屋上かもしくは駐車場をソーラーカーポートにするという2種類を想定はしておりますけれども、やっぱりいずれもやっぱり高額という部分とかあって、なかなか単独では難しいんですけども、補助金ももういろいろありますので、それとかPPAという方法、企業に場所だけ提供して初期投資を抑えてする方法、またリースそこら辺もございますので、そちらも考えながら思っているんですけど、令和8年度以降に庁舎の屋上の防水工事を予定しております。庁舎の屋上にするような場合は、そのときがタイミングかなというふうに考えております。

**○委員（堤理志委員）**

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

今の件は了解しました。委員会の中でもEV車の導入ということで質問がございましたけれども、本体自体がリースとはいえ高額ということで、なかなか導入に踏み切れないということもあろうと思うんですが、高額でもこの今日調査をしているゼロカーボンシティに関して重きを置けばやはりその導入というのも考えていく時期ではないのかなと思うんですが、委員会で質問があった内容ではございますけれども、ゼロカーボンシティに重きを置いた答弁として、どういうふうにお考えか、そこはいかがでしょうか。

○委員（堤理志委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

委員会の答弁でも答弁させていただきましたけれども、今EV車が公用車の方が普通車1台、軽が1台ございます。令和6年度中に2台、11台公用車入れ替えがあるんですけど、そのうちの2台を予定してますので、令和6年度中に4台にはなる予定になっております。今後もリースの入れ替えの時期に検討を、検討といいますか導入を促進していこうと思っておりますけれども、併せて何といいますか、カーシェアリングとかそこから辺り併せて考えていかないといけないかなと思っております。

○委員（堤理志委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

それではもう1点、長与小学校校舎のLED化ということでここに掲げられていて、今日これもしかしたら教育委員会の所管になるのでちょっとお聞きにくいんですけど、まず長与小学校を頭に今後9つある学校施設というののLED化を進めていくのかというのが1点と、こないだたまふれあいセンターの方が電灯のやり替えということで、何とか盤、なんかとにかくLED化になって、1週間ぐらい前に出来上がってLEDできれいになっておりましたけれども、こういうふうに長寿命化計画の中でもこのLED化というのは含まれていくのかなと思うんですが、ちょっともう所管が違うので大変聞きにくいんですけど、全体的な公共施設のLED化の中のまず小学校部分、答えられる範囲でいいので教えていただければと思います。

○委員（堤理志委員）

細田課長。

○住民環境課長（細田愛二君）

ちょっと詳しい状況はよく分からない部分もあるんですけど、平成30年度ぐらいからそれぞれ小中学校の体育館であったりとか、普通教室であったりとか、そういった所のLED化については、年々進められてきているということはお伺いしております。今後の計画についてはその部分についてはちょっと不明でございますので、すみ

ませんが、そういったところまで把握させていただいています。

**○委員（堤理志委員）**

委員長を交代します。

**○委員長（金子恵委員）**

他に質疑はありませんか。

それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本所管事務調査は、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本所管事務調査は、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

このゼロカーボンシティについての所管事務調査を終了します。

場内の時計で10時40分まで休憩します。

（休憩 10時23分～10時35分）

**○委員長（金子恵委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。

引き続き、所管事務調査を行います。これからの認知症への対応についての件を議題とします。調査事項についての説明を求めます。

村田課長。

**○介護保険課長（村田佳美君）**

それでは長与町の認知症の現状とこれからについてご説明させていただきます。お配りしておりました、わたしのまちの認知症ケアパスをご覧ください。2ページをお開きください。最新の調査では、日本は2025年には認知症患者が約700万人となり、65歳以上の約5人に1人が認知症になると予測されています。このような現状を踏まえ認知症の人やその家族が住みなれた地域で安心して暮らし続けるために医療機関、介護事業者、ボランティアなどが参加して地域社会が一体となり、さまざまな取り組みを進めています。3ページをご覧ください。認知症の種類はアルツハイマー型認知症、レビー小体型認知症、脳血管性認知症、前頭側頭型認知症の大きく4種類に分類されており、この表では症例数が多いものから順に掲載しております。次の4ページをお開きください。ここでは認知症と年相応のもの忘れの違いについてご説明いたします。表の左側が認知症によるもの忘れ、右側が生理的老化によるもの忘れの症例となります。まず体験したこと自体を忘れるのが認知症によるもの忘れ、食事の内容など体験の一部を忘れるのが生理的老化によるもの忘れ等です。この中でも一番下の普段生活する上でさまざまな支障がある場合が認知症となります。次に7ページをお開きください。ここでは認知症の段階的な症状について掲載しております。認知症は、段階的に症状が異なります。一般的には、もの忘れなどの症状により認知症を疑う気づき・発症期から軽度、中

等度、重度へと段階的な経過をたどります。必要となる医療や支援サービスは認知症の進行度により異なるため、それぞれの段階にふさわしい支援を受けられるよう症状を見極めることが重要となります。次に8、9ページをお開きください。これは先ほどの認知症の経過に応じ相談先等を一覧表にしたものでございます。次の10ページをお開きください。地域包括支援センターは、主任ケアマネージャー、保健師、社会福祉士などの専門スタッフが在籍しており、介護や健康、医療などさまざまな面から地域で暮らす人たちを支えるための施設で、総合相談支援業務、介護予防ケアマネジメント業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務などを行っております。認知症初期集中支援チームは、認知症に関する専門医や専門職によって構成されたチームで、本町では長崎北病院と長崎北徳洲会病院にそれぞれ1チームずつ稼働をいただいております。認知症地域支援推進員は、認知症の方ができる限り住みなれた環境で暮らし続けることができるように、認知症の人やその家族への支援をし、関係者との連携相談業務を行います。地域包括支援センターに寄せられた認知症関係における相談件数も平成30年度17件、平成31年度34件、令和2年度39件、令和3年度49件、令和4年度50件、令和5年度は、令和6年1月末現在となりますが、59件と年々増加している状況です。この令和5年度の相談者59名のうち、24名を認知症地域支援推進員が継続して支援をしており、その差の35名は介護サービスの利用を開始した方が14名、ケアマネージャーへ引き継ぎ介護サービスの利用へつなげる方が8名、家族が対応された方が5名、介護予防事業へ参加された方が1名、サロンスタッフによる見守りが1名、情報提供が2名、入所された方が1名、転出、死亡1名ずつにより支援を終了しております。次の11ページをお願いいたします。認知症の予防に関する活動を掲載しております。次に12ページをお開きください。医療として日常的な診療や健康管理を行ってくれるかかりつけ医は、本人や家族にとって身近で信頼できる医療機関で必要に応じ専門機関の紹介も行いますので、まずは早期発見、早期治療のためにも、かかりつけ医へ相談をしていただき、精神科、もの忘れ外来では、専門的な検査で認知症の診断治療を行います。介護では、居宅介護支援事業所のケアマネージャーが介護サービスの相談、調整、その他相談支援を行いながら、適切な介護サービスの利用を計画し、各種サービスを利用することとなります。次のページの生活支援では、長与町社会福祉協議会内にあります長与成年後見センターが利用者との契約に基づき金銭管理を行う日常生活自立支援事業を行う他、成年後見制度の申し立て等を支援しております。また、見守りについては、介護保険課のおかえりサポート事業にて徘徊行動のある認知症の人や行方不明になる心配がある高齢者を事前に登録しておき、時津警察署と情報を共有して早期発見や保護につながるよう取り組んでいるところでございます。次の14ページをお開きください。家族介護支援として、なるほど介護学習会、長与みかんカフェ、認知症介護者リフレッシュのつどいを開催しており、介護に関する知識や方法を学ぶ機会や介護する家族のリフレッシュの場を提供しておりますが、参加者が少ないことが課題とな

っており、令和6年度も引き続きホームページやLINEを活用しながら、周知活動に取り組んでいきたいと考えております。次に17ページをお開きください。10ページでも少し触れましたが、認知症初期集中支援チームについてご説明いたします。認知症初期集中支援チームとは、医師、看護師、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士などの医療と介護の専門職により構成されるチームです。本町は、長崎北病院と長崎北徳洲会病院へ委託し、2チーム稼働している状況です。認知症が疑われる方や認知症の方およびその家族を各チームで訪問し、認知症に関する心配や悩みなどの相談に応じたり、医療機関の受診や介護サービス利用の支援を行います。令和5年度では各医療機関1件ずつ稼働して支援を行っている状況です。次に18ページをお開きください。認知症は誰もがなる可能性があります。認知症になっても安心して暮らしていくためには地域の支えが大切です。認知症について正しい知識を持ち理解を深めることは、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりにつながります。このため本町は認知症について正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守る応援者として、認知症サポーターを養成する講座を開催しております。令和5年度は、長崎県立大学シーボルト校の学生やサロンなどの高齢者、学童保育、企業、一般向けに講座を開催しております。これまで延べ3,526名に受講していただいております。次に、認知症ケアパスと一緒に配りしております、いつまでも住みなれた町で暮らすためには、長与町の認知症についての相談先、関連事業をまとめたものとなりますので、後ほどご参照ください。以上で認知症に関する説明を終わります。

**○委員長（金子恵委員）**

説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。  
八木委員。

**○委員（八木亮三委員）**

まず、認知症の人というのが町内にどれぐらいいるかっていうのは、やっぱり把握は難しいんですか。少なくとも例えば診断された人とか、もうやっぱり個別に何人というのは難しいんでしょうか。大体統計上何割いるぐらいにしかならないのか、ちょっとその辺りを教えてください。

**○委員長（金子恵委員）**

有浦主査。

**○主査（有浦久美子君）**

認知症の現在何人いるかというのは、医療機関から情報がきたりするものではないので、もう統計上の何%という形でしかお答えができない状況になっております。現在が大体18%程度と言われておりますので、65歳以上の方の人口に18%を掛けたぐらいの人数というふうに判断するしかないかなと思っております。

**○委員長（金子恵委員）**

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今ご説明いただいた中で、ちょっともしどっかに書いてあったり、説明していただいたことなら申し訳ないんですが、認知症地域支援推進員というのは、どういう方なんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

現在長与町の方には、認知症支援推進員が2名、会計年度任用職員で従事していただいております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。最初の質問で何人いるかというのは、やっぱり当然難しいということでしたが、完全に認知症と診断された方もいらっしゃると思うんですが、例えば認知症と診断されたか、されてないかで、何らか受けられるサービス、違うものっていうのはあるのでしょうか。もう何というか普通の要支援とか要介護の認定の中でしかなくて、認知症かどうかということだけで、明確に受けられるサービスが異なるとかっていうものは特段ないんですか。

○委員長（金子恵委員）

有浦主査。

○主査（有浦久美子君）

介護保険の認定に関しては、特に診断を受けたからといって、受けられるサービスが変わるというものはありません。認知機能の具合はその調査によって決まるものですので、それは特に関係ありません。あと先ほど言いましたおかえりサポート事業なども特に認知症の診断を受けているということを条件にはしておりませんので、それも特に影響はありません。グループホームだけは、認知症の認定を受けていないといけません。グループホームは認知症の方の施設ということになりますので、入れるのが要支援2からです。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

この資料の18ページのところに認知症サポーターになりませんかという、今ずっとやって3,500名ほどやられたということなんですが、実際今現在の認知症のサポーターに登録されている方たちは何名ぐらいおられるのか、分かりますか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

先ほどもご説明しました受講していただいた方が3,526名、これ延べになりますけれども受講していただいております。その方たちにアンケート等を取らせていただいて、うちの事業等で何かお手伝いしていただけますかとか、アンケートはさせていただけるんですけども、今のところは受講をしていただいたままで、その先のボランティア等の活動というものは、こちらの方ではお願いをしてない状況です。

○委員長（金子恵委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

なんかもうちゃんとした方がサポーターがいろいろ要るのかなと思ったんですけども、そうでもないんですね。実際サポーターっていうか、先ほどから言う援助される方というのは、足りない状況でどのくらいおられるのかというのは、町は把握されてるんですか。いろんなサポートされる方はいろいろ、例えば自治会とか、いろいろあるかと思うんです。そういうのは把握はされてるんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

援助されてる方、うちの方にもこちらの紙にもありますが、認知症介護者リフレッシュのつどいであったりとか、認知症カフェ、ながよみかんカフェですね。こういった所には、認知症サポーター養成講座等を受講された方にボランティアとして、また参加者として来ていただいている方も若干いらっしゃいます。

○委員長（金子恵委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

もう私がもう一番この中では、認知症になる確率が高いんですけども、高齢者のところに旗を黄色い旗を立てるあれがありますよね。今何件ぐらいあるかというのは分かります。

○委員長（金子恵委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

村田課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

こちらの方の旗等の取り組みというのは、本町では恐らくしてなかったと思われます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

認知症については私も非常に不勉強で分からないことがあるので、ぜひ今後見識を深めていきたいんですが、この3ページのところに認知症の種類についてということで4つ書かれてあるんですが、認知症というのはこの4種類を認知症というのか、それとも他にもあるけれども代表的なものとして例示してあるのか、この辺りいかがですか。

○委員長（金子恵委員）

有浦主査。

○主査（有浦久美子君）

こちらに書いてある4種類は、代表的な4種類になります。認知症は、これ以外にもアルコール性のものだったり、脳炎性のものだったり多種多様なものがありまして、それが原因で脳に損傷を何らかで受けて、それにより認知機能が低下をした日常生活に影響を及ぼす程度に低下した状態の方につくものになりますので、こちらは代表的なものになりますけれども、これ以外にも多種多様にあります。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと私が知っている方で認知症ということで診断をされてる方で、その後数年、4、5年経過してもほとんど進行されない方がいるんですよ。ですからそういう方もいらっしゃるということで、あんまり悪化していかないというか、認知症は認知症と診断されても何か穏やかであまり変わらない方もいるので、ちょっとこの表を見たときに当てはまらないなと思ったんですが、そういった方もいるわけですね。

○委員長（金子恵委員）

有浦主査。

○主査（有浦久美子君）

こちらの図にありますアルツハイマー型認知症の方になりますと、緩やかに徐々に進行をしていく方が多いので、そういった方になると数年たっても症状があまり変化せずという方もおられます。認知症の種類によっても変わってきますし、その方々個人個人で進行の度合いも変わっていきます。例えば脳血管性の認知症になると脳梗塞などを起こすたびに発作的に悪くなっていくっていうものもありますので、認知症の種類とか個人の進行具合はさまざまになります。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

分かりました。それからもう1点ちょっと私も知りたいなと思ったのは、19ページで認知症の予防のための生活習慣のポイントということで、やはり認知症を極力予防することとか、認知症が進まないように極力進まないようにしていくというのは非常に大事なことだというふうに思うんですけども、これは長与町に限ったことじゃなくて、例えば国等の調査で予防をすることによって進行をどのくらい抑えるとか、そういうものが分かれば、もう今資料がなければ結構ですけども、一般的に言われている何かそういう指標的なものがあれば。指標というか大体そういう、例えば5人のうち何人はそれによって軽減するとか、そういったものがあれば分かれば教えていただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

有浦主査。

○主査（有浦久美子君）

現在のところこういったバランスのよい食事とか適度な運動習慣とか、規則正しい生活リズム、社会活動への参加、こういったものが認知症予防に確かにいいということは言われてはいるんですけども、これを行うことによってどの程度予防ができるかといったはっきりしたものは現在のところ出ておりません。こういったものをするとうち効果があるんじゃないかっていうことは言われておまして、国の方でもそういったものについて予防についての研究を進めるというふうになってはいるんですが、それははっきりしたものができておりません。認知症の最大のリスクと言ったらおかしいんですけども、年齢を重ねることが重ねればやはり認知症が出やすくなるということになっておりますので、これをしたから必ず予防ができるというものではないというふうに言われております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

2ページのオレンジプランを策定してさまざまな取り組みをとということですが、恐らくそのオレンジプランというのは2015年策定で、17年に改定して2025年、来年までとなっているんですが、間違いありませんか。

○委員長（金子恵委員）

有浦主査。

○主査（有浦久美子君）

来年度は確かに改定ということにはなっているんですけども、その2017年のあとに令和元年度に認知症の大綱というものもできております。それがオレンジプラン、新オレンジプランをより発展させたものというような位置付けになっているかと思えます。ですので、その大綱との兼ね合いも出てはくるかと思うんですが、25年にはまた

新しいプランが出るような形になるのではないかとはい思います。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

昨年6月に共生社会の実現を推進する認知症基本法というのが制定されて、今年1月、これは施行ということで新聞にも書いてありましたが、本町としたら今しっかりした施策がありますが、この新しい基本法の施行によってこれを踏襲するんですか。何か新しい施策をこれについて何か考えてらっしゃるんですか。

○委員長（金子恵委員）

有浦主査。

○主査（有浦久美子君）

こちらの国の方の施策が出てくるのが令和6年度の秋というふうに言われておりますので、まずはその中身を見てからかなと思っております。国がどういう方向に進めていくかというところを見てから考えていきたいと思っております。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

そのようにこの関連でこのペーパーの方の右下の長与成年後見センターというところの上から3つ目のこの日常生活における金銭管理などの支援ということで認知症の方の問題は非常に大きいんで、例えば通帳、印鑑、鍵預かり事業においてお困り事に対する支援を行いますとありますが、先ほど私が言った認知症基本法の中に金融機関、銀行ですね、例えば口座凍結をしたりすると困るので、その時の救済策も考えとかないといけないですよというふうなそういう説明があったんですが、口座凍結というのは、認知症の方の金融機関の扱いについて凍結するということなんですか。それでよく分からないんですが、口座凍結をしたときの救済策を考えてないといけないですよという説明があったんですが、私がよく分からないので、どういうことか分かります。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

今回ここに記載しております日常生活における金銭管理などの支援というのは、ご本人とこの成年後見センターが契約をしていただいて、その方のお金の出し入れとかそれをお手伝いするような事業になってます。さらに認知症が進んでもうご自身で管理等ができない場合は、その上の成年後見人を付けていただいて、その方が身上監護であったり金銭管理であったりいろいろな、この方が付かれるともう通帳自体の名義も成年後見人の名義になってしまいますので、本人名義にはなりませんけれども、ですからそういったことで預金の口座の凍結はないと思われま。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

認知症は早期発見が大切だとこの冊子にもありますけれども、特定健診とか後期高齢者の健診、そういったもので認知症の診断とか検査というか、そういうものっていうのはされているのか。もしくは本人が希望すれば、そういう健診のときにできるのか。逆に言うと、認知症だということを自分でというか確認するには、もう自分から普通に病院に行って検査を受けるしかないのか、何かちょっとそういう健診の中で発見できる余地があるのか、ちょっと伺います。

○委員長（金子恵委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

特定健診と後期高齢者の健診は、健康保険課の方の所管にはなるんですが、特定健診あと後期高齢者の健診の中に必ずチェックリストというものがあまして、本人の今の状況というのをチェックする項目、その中に認知の項目が幾つかありますので、そちらが付いた方はやはり要注意になってくるかと思えます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

先ほどとまた同じようなことになるかと思うんですけども、認知症ということで本人が町に言えばまた分かるかもしれないんですけども、例えばあの方はちょっと危ないなあという方がおられたときに、第三者の方が町の方にそういう情報をするというので、例えばそういう民生委員の方がまた訪問したりとか、認知症サポーターが来られるとか、来ていただくということで、本人じゃなくてもそういう登録というか、来てもらえるというようなあれはあるんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

有浦主査。

○主査（有浦久美子君）

ご本人、ご家族だけでなく民生委員でしたり、地域の住民の方からあの方認知症があるんじゃないかということで、ご相談を頂くことはよくあります。その場合には、介護保険課の方の事業の方で、節目年齢で訪問看護師の方が回っていたりするんですけども、町内をですね。そのような感じで近くを回っているので訪問してみましたということで、認知症地域支援推進員が訪問をしてそれで経過をしばらく見ていたり、もし支援が必要であれば関係が築けてからご相談に乗って支援をしていったりというのは、

今もやっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（堤理志委員）

質疑はありませんか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

認知症のいろいろな制度を決めたり対策というふうになると、本人の当事者の意見を吸い上げながらそれと家族ですとか、地域での見守りとかいろんな総合的なところでの進め方というのを言われてますけれども、この認知症当事者の方の状況というか、そういうのが一番ちょっとこの間もお話ししましたが、聞きづらいんじゃないかと思うんですが、でもそこが一番大事なところでもあろうかと思えますけど、現在の取り組み、今後その部分ではどういうふうに考えておられるか教えてください。

○委員（堤理志委員）

村田課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

長与町の方に現在認知症の家族の会とかいうのは今ないんですけれども、県の方にある家族の会の会員の中には長与町の方もいらっしゃるようでございます。こういった方々となかなかこちらの方も接触する機会がないんですけれども、情報の交換等を今後させていただけたらと思っております。その中でまた別に長崎県の希望大使、認知症の本人がいろんな軽度の方になると思えますが、話をさせていただいたりという方もいらっしゃいますので、そういった方々にも今後話を聞く機会ができればなというふうには考えております。

○委員（堤理志委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

なかなか聞きづらいという点では進めにくい部分が大きいかないというふうに思いますが、先ほどご説明の中で14ページのこの家族支援がなかなか参加者が少ないということで、冒頭大体おおよそ18%、数字的には何人というのは分からないけど65歳以上の数の18%というと、5人に1人と言われる時代なので、相当数の認知症の方がいらっしゃるというふうに想定するんですけれども、家族支援がありながらなかなか参加者を募れないとか、参加できない、参加をされていない方というのは、やはり同じ屋根の下で精神的にもダメージとか、そういうものもあろうかと思うので、ここそぞろん進めていただきたいなと思うんですが、今ここに3つの取り組みが示されておりますけれども、これ以外で一番初期段階でのいろんな相談というのを受ける時点で、こちら

につなげるというような取り組みはどのようなふうになっているのか。何かあればちょっと質問があればですけど、すいません。

○委員（堤理志委員）

有浦主査。

○主査（有浦久美子君）

初期の段階かは分かりませんが、介護保険課なり包括支援センターの窓口の方でご相談を頂いた方々に対しては、こういったなるほど介護学習会、認知症介護者リフレッシュのつどい、長与みかんカフェというところで、お誘いをしているところになります。長与みかんカフェは特に認知症の方だけではなくて、家族の方でも地域の方でも来ていい場所としておりますので、なので気軽に遊びに来ませんかというようなお誘いをしているところなんです。なかなか出かけたがらないご本人方もおられまして、なかなか人数が増えていないところが現状です。ですが窓口の方とか訪問とかに伺ったときに、こういった事業もありますよということで随時ご紹介はしております。

○委員（堤理志委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

この認知症カフェなんですけど、社会福祉協議会の一角でされていると思うんですけども、地域的に認知症になられた方というのはなかなか遠出が、個人で自分で認知症と分かっているけど中心部まで来れない交通手段がなかなかないという方を考えると、ちょっとお聞きしたのが、この認知症カフェを移動式、結局岡の方でしたりとか、そういうふうに順繰り回ってやってもいいんじゃないかという意見があったんですけど、これは何か質問じゃなくて要望になってしまうんですけど、そういうふうな考え方で参加者を少しでも募るといふところの考えはないでしょうか。

○委員（堤理志委員）

有浦主査。

○主査（有浦久美子君）

ご意見ありがとうございます。そういったご意見もあるかと思ひまして、始めた当初に各場所を回ってみました。上長与地区公民館でしたり、多目的交流施設だったり、あとふれあいセンターでも行ったんですけども、参加者がすごく少なくて、周知はかなりやったんですけども、来られる方がものすごく少なくて、であればまずはここでやろうということで、数年間、3年ぐらいやってみたんですけども、本当に参加者が少なくて今は老人福祉センターの1階でやっているような状況です。また、認知度が上がってけば各場所でも参加者がまた出てくるのではないかなと思ひしているところなんですけど、本当に頑張ったんですけども、参加者が少なくてやっております。逆に回ると今来られている参加者たちが逆に行けなくなるかなというのもありまして、それで今の所に固定をしている状態になります。

○委員（堤理志委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

分かりました。認知度の向上に期待をしたいと思います。防災無線で時々、その認知症だけじゃなくても高齢者とか、そういう方たちの行方不明になったという放送がなされておりますけれども、この認知症の疑いがある方たちの行方不明になった場合の対策として、QRコードのシールとかそういうものが本町にも実施をされているということでお聞きをしましたがけれども、時津町の方のそういう情報が長与町でも流れるぐらいなので連携はされていると思うんですけど、長崎市、時津町、この1市2町での連携とかそういうものは、どういうふうな仕組みになっているんでしょうか。

○委員（堤理志委員）

村田課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

1市2町に限らず全国的に行方不明になった方っていうのは、うちでいえば長崎県を通して情報が全部、全国の方が来ている状況です。うちの方もそういった皆さん県外の方にもお知らせする場合には、県の方からの周知というふうにお願いをしております。こちらの方、今うちの方ではそういった事例はないんですけども、長崎市の方であったりというのは、もう全国的に通知をされてるような状況です。先ほどありました認知症のおかえりサポート事業ですね。QRコードをご自身の持ち物であったりとか、洋服にアイロンプリントであったりとかいうことで表示をさせていただいて、時津署の方に顔写真、お名前、また特徴とかいう情報提供をしております、これで今発見されたということではないんですけども、早めに発見されるようにという情報共有は常にしている状況です。

○委員（堤理志委員）

委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

他に質疑はありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

この18ページの認知症サポーター養成講座というのは非常に興味がありますが、こういう講座はどんな講師の方で、どんな内容でされるかなという非常に興味がありますが、よろしくご説明方お願いします。

○委員長（金子恵委員）

有浦主査。

○主査（有浦久美子君）

こちらの認知症サポーターの養成講座を行っているのは、キャラバンメイトになりま

す。この図でいうと左上のところですか。こちらのキャラバンメイトは、認知症についての研修を受けた者、ボランティアになります。今現在認知症サポーター養成講座を行っているのが、地域包括支援センターの社会福祉士だったり、訪問看護師だったり、保健師だったりという者たちで長与町は行っております。内容としては、認知症というものはどういった種類があるのかとか、どういった症状があるのか、そしてご本人の気持ちとしてはどういったものがあるのか。具体的な寸劇を通してこういったときには、どういった対応をしたらいいのかといったような中身を行っております。あとはサポーターというのが地域で見守っていく人だということで、ご自分たちでできることを考えてやっていきたいと思いますという内容のものになります。これ私が付けてますこういったオレンジリングというものをお配りしております。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

非常に良い取り組みと思いますけど、実際例えば自治会とか老人会でやるとなったら場所的なものってというのは、どういうふうにお考えですか。

○委員長（金子恵委員）

有浦主査。

○主査（有浦久美子君）

自治会などで依頼をいただく場合には、自治会の防災センターだったりという所で行っております。パソコンだったりプロジェクターなりというのは、こちらの方で準備をしております。あと配布の資料も準備をしておりますので、場所さえあればどちらでも可能です。プロジェクターとかを置く場所がなければ、手持ちの資料だけで行うことも可能になっております。そして、団体に所属をされてない方向けには年1回ですけれども、個人で申し込めるようなサポーター養成講座というのも行っております。次年度は回数を増やそうとは思ってるんですけども、今までは年1回行っておりました。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

A3の資料でいただいている分で、先ほどもありました認知症高齢者等おかえりサポート事業ということについてなんですが、登録をすると申請すると、この見守りシールが届くということですが、それを衣服や持ち物に取り付けるという制度だと思うんですが、まずちょっと気になるのが、このシールの大きさがどのくらいのものなのかということと、それから衣類に付けた場合、布地、パブリックだと剥がれる恐れがないのかということと、あと例えばバッグに付けた場合といってもバッグも恐らく何種類か持っていて、それを付けてない場合もあるのかなというような何かちょっといろいろ頭の中でこう考

えて、それとこの制度そのものがあまり周知されていないんじゃないかな、私もちょっと申し訳ないけど知らなかったんで。せっかく貼っているのにこういうものがあるというのが、あまり町民に知られていないんじゃないかとか、ちょっとその辺り啓発なんかも必要じゃないかなと。これは議案じゃないので質疑じゃないんですけども、ちょっとその辺りが少し気になるんですが、多分その中でも協議をされてると思うんですが、いかがでしょうか。

**○委員長（金子恵委員）**

村田課長。

**○介護保険課長（村田佳美君）**

大きさにつきましては、後ほど写真を見ていただいた方が早いかなと思います。それで確かにこの制度自体がなかなか周知できていないというところも事実ですけども、いろんな形で認知症のご家族の方の相談であったりとか、また一度そういった徘徊されたりとかいうときがあれば、そのあとにご家族にご紹介をして、なるべく登録をしていただくようお願いをしている状況でございます。またこのQRコードを読み取っても個人の情報は何も出てきません。連絡先が包括支援センターであったり時津警察署の連絡先というのが出てくるだけですので、それでどちらかが対応してご本人様を保護するような形になっているところでございます。

**○委員長（金子恵委員）**

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

分かりました。1度私の住んでいる長与ニュータウンの上りのバス道路の真ん中を高齢者が歩いておられて、ちょっとびっくりして尋ねたら、たまたま本人が名札を付けて恐らくどこかの施設に入所されている方で、そこに名前とか書かれてあって、ニュータウンの中の民生委員と連絡を取って無事自宅まで、本人ももう迷子というか道が分からなくなっていたので、その民生委員と一緒に無事に送り届けたということがあって。その経験があるものですから、むしろ本人の了解が得られれば、もうはっきり名前とかの方がいい気がするんですよね。というのは、例えばもう迷子になられた方は、もう防災無線で名前を言っているぐらいなので、もちろん個人情報の留意も必要だと思うんですけども、本人や家族がもし了解得られればもうそっちの方が早いというか、むしろ安全かなという気もするんですが、その辺りはいかがでしょうか。難しいですね。

**○委員長（金子恵委員）**

有浦主査。

**○主査（有浦久美子君）**

先ほどおっしゃいましたように名札とかこういった服のタグなんかにお名前だったり住所だったりを書いてらっしゃる方たちは、もう個人でされている方はおられます。それとかGPSを靴だったり、洋服だったりというのに付けてらっしゃって、それを逆に

徘徊しているとスマホなどで確認ができるということで、付けてらっしゃる方もおられます。それはもう個人で行っていただいている状況になります。例えば靴の中だったり、いつも履く靴に書いてらっしゃったり、いつも身につける帽子とか、そういったところにも分かるように書いてらっしゃるという方はもう個人的におられますので、それについてやはりもう個人情報のところも大きいので、なかなか町でこれをしてくださいっていうところは言いにくいところもありますので、ですので町としてはこのおかえりサポートのQRコードということでさせていただいております。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。いいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本所管事務調査は、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本所管事務調査は、閉会中の継続調査とすることに決定しました。以上で所管事務調査を終了いたします。

本日はこれで閉会します。

（閉会 11時26分）